

参加者の有無を確認する公募手続に係る公示書

令和8年1月22日

福岡市水道局浄水部多々良浄水場

1. 公募の趣旨

本業務委託については、水道局浄水部が所管する浄水場や取水場等における自家用電気工作物の保安管理業務を、その施設の供用開始から履行している特定の者を相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定の者以外の者で、下記の公募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求める公募を実施するものである。

公募の結果、応募者がいない場合、応募者があっても4. の公募要件を満たすと認められる者がいない場合、公募要件を満たすと認められる者がすべて辞退した場合は、特定の者との随意契約の手続に移行する。

なお、4. の公募要件を満たすと認められる者がいる場合は、見積り合わせを実施する予定である。

2. 請負契約等の概要

(1) 請負契約の件名

多々良浄水場外 自家用電気工作物保安管理業務委託

(2) 請負契約の内容

自家用電気工作物の保安管理業務

(電気事業法施行規則第52条第2項の規定による保安管理業務外部委託)

(3) 履行期間（予定）

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3. 参加資格

参加意思確認書を提出する者は、次のいずれにも該当する者でなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 当該公募の公示日における福岡市競争入札参加資格者名簿において、2.(2)の登録業種区分の名簿に登載されていること。ただし、当該公募の公示日における福岡市競争入札参加資格者名簿の申請区分業種にない業務等を発注する場合を除く。

(3) 「福岡市競争入札参加停止等措置要領」に基づく競争入札参加停止措置、競争入札参加資格取消措置又は排除措置を受けている期間でないこと。ただし、当該公募手

続の結果行うこととなった指名競争入札等の手続期間において、「福岡市競争入札参加停止等措置要領」に基づく競争入札参加停止措置、競争入札参加資格取消措置又は排除措置を受けている期間が終了していると判断されるものを除く。

4. 公募要件

別紙1のとおり

5. 手続等

(1) 公募説明書の配布期間、配布場所及び配布方法等

① 配布期間

令和8年1月22日（木）～令和8年2月4日（水）

（土曜・日曜・祝日を除く 10時00分から16時00分まで）

② 配布場所

水道局浄水部多々良浄水場

所在地 糟屋郡粕屋町戸原北二丁目2番8号

電話 092-938-4810

担当 浄水第1係 諸泉

③ 配布方法

配布場所において配布する。

④ 配布書類

公募説明書、参加意思確認書

(2) 参加意思確認書の提出期間、提出場所及び提出方法

① 提出期間

令和8年1月22日（木）～令和8年2月4日（水）

（土曜・日曜・祝日を除く 10時00分から16時00分まで）

② 提出場所

（1）②と同じ

③ 提出方法

応募者は、「参加意思確認書」に請負契約等の履行に必要な要件を満たすことを証する書類を作成・添付し、提出期限までに直接持参すること。

(3) その他

- ① 参加意思確認書が提出期限までに到達しなかった場合は、参加意思確認書の提出を無効とする。
- ② 参加意思確認書を提出した者に対して、審査結果を書面により通知する。
- ③ ②の通知で、請負契約等の履行に必要な要件を満たさないとされた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に、書面により、事業所管局に対して、請負契

約等の履行に必要な要件を満たさないとされた理由について説明を求めることがで
きる。

6. 問い合わせ先

水道局浄水部多々良浄水場

所在地 糟屋郡粕屋町戸原北二丁目2番8号

電 話 092-938-4810

担 当 浄水第1係 諸泉

7. 予算その他本市の事情により、当該公募手続の中止又は当該手続により行うこととな
った当該業務の見積り合わせによる随意契約を中止する場合がある。

8. その他詳細は公募説明書による。

【別紙1】

公募要件

項目	詳細な要件
経営状態	経営状態が著しく不健全であると認められること。
	市町村税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
所在地	福岡市内に本店、支店又はこれに準じる事業所を有すること。
業務実績	平成17年度以降、本市、国又は地方公共団体その他公共団体から一施設当たりの設備容量が7,175kVA以上、また95kVA以上の水力発電設備、60kVA以上の太陽電池発電設備の当該業務の受託実績があること。
業務体制	24時間の保安管理体制を構築できる事業所が福岡市内にあり、停電等の重大な電気事故や故障の場合に本市から出向要請を受けた時は、1時間以内に対象とする事業場(別紙2のとおり)へ到着できること。上記の対応にあたり、保安業務担当者が複数の事業場を兼任する場合には、その代理となる保安業務従事者が上記の時間内に各事業場へ到着できること。
緊急業務	各事業場の電気工作物について、電気事故や異常が発生した場合は、昼夜を問わず24時間対応で応急措置をすること。又、台風、地震など災害の復旧は、電気事業者との連絡体制が構築され相互連携して協力し、必要に応じ特別点検が行えること。